

第1048回教育委員会

平成29年11月27日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後1時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 平成29年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について (福利課)
- (2) 新聞を活用した教育活動にかかる市町村への支援事業の実施状況等について (総務課)
- (3) 登録有形文化財(建造物)の登録について (文化財・生涯学習課)

4 議 題

議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

- 議第1号の1 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について (文化財・生涯学習課)
- 議第1号の2 平成29年度山形県一般会計補正予算(第3号)のうち教育委員会に関する事務に係る部分 (総務課)
- 議第1号の3 山形県職員定数条例の一部を改正する条例案 (総務課)
- 議第1号の4 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 (総務課)
- 議第1号の5 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (総務課)
- 議第1号の6 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例案 (総務課)
- 議第1号の7 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (教職員課)

5 閉 会

平成 29 年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について

※ 〈 〉内は平成 28 年度

1 実施目的

- 職員自身のストレスへの気づきを促す。
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。
- 職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。

2 実施期間 平成 29 年 9 月 11 日(月)～25 日(月)
〈平成 28 年 11 月 15 日(月)～28 日(月)〉

3 実施対象者数 3,888 人 〈3,940 人〉
(一般職の常勤職員、1 週間の勤務時間が 29 時間以上で継続勤務(予定)期間が 1 年以上の非常勤嘱託職員等)

4 実施者数 2,662 人(実施率:68.5%) 〈2,640 人、67.0%〉

5 高ストレス者数 255 人(高ストレス者率:9.6%) 〈219 人、8.3%〉

6 県教育委員会全体の集計分析結果 別添のとおり

7 ストレスチェック実施後の対応

(1) 高ストレスと判定された者に対する医師による面接指導の実施

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、職員が申し出た場合に産業医等による面接指導を実施する。面接指導の結果、医師が就業上の措置が必要と判断した場合は、所属長は必要に応じ人事労務担当者と協議を行い、就業上の措置を講じる。

※ 上記のほか、常時、福利課保健師によるメール等での相談及びメンタルヘルス相談事業(精神科医への相談事業、臨床心理士派遣事業等)に関する情報提供を行い、メンタルヘルス不調の未然防止を図っている。

(2) 集計・分析結果の所属長等への情報提供

実施者 10 人以上の所属に係る集計・分析結果並びに所属の実施率及び高ストレス者率等を所属長等に情報提供する。

所属長は衛生委員会等に報告し、職場環境の改善につなげる。

8 市町村立学校教職員に対するストレスチェック制度の状況

(1) 実施義務者 各市町村教育委員会

(2) 平成 29 年度実施(予定)市町村数 27 市町村(平成 29 年 11 月 13 日現在)

なお、全市町村教育委員会に対し、文書による実施依頼を行うとともに、平成 29 年 1 月現在で実施予定のない市町村教育委員会を訪問し、実施について助言・要請を行っている。

平成29年度 県教育委員会集計・分析結果

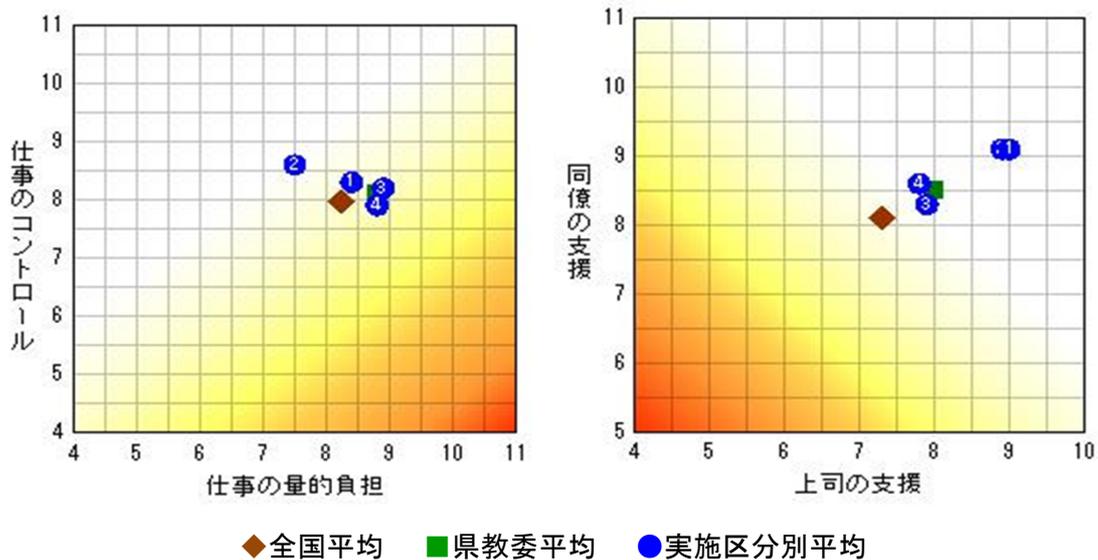
○区分別実施率及び高ストレス者割合

No	実施区分	実施対象者数(人)	実施者数(人)	実施率		高ストレス者数(人)	高ストレス者率	
				H29	(H28)		H29	(H28)
	県教委全体	3,888	2,662	68.50%	(67.0%)	255	9.60%	(8.3%)
1	本庁・教育事務所及び教育センター	373	278	74.5%	(81.6%)	25	9.0%	(5.9%)
2	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	96	57	59.4%	(54.1%)	6	10.5%	(13.2%)
3	県立中学校及び高等学校	2,381	1,534	64.4%	(65.7%)	145	9.5%	(8.5%)
4	県立特別支援学校	1,031	790	76.6%		79	10.0%	
	集計分析対象外(出向、派遣等)	7	3	42.9%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)

○仕事のストレス判定図

期 間 :平成29年9月11日～25日

全体平均 :期間の実施者平均



NO.	実施区分	実施者数			平均点数				健康リスク(全国平均:100)					
		全体(人)	男(人)	女(人)	量的負担	コントロール	上司の支援	同僚の支援	量-コントロール判定(A)		職場の支援判定(B)		総合健康リスク(A)×(B)/100	
									H29	(H28)	H29	(H28)	H29	(H28)
◆	全国平均	-	-	-	8.2	8.0	7.3	8.1	100	(100)	100	(100)	100	(100)
■	県教委平均	2,662	1,526	1,136	8.8	8.1	8.0	8.5	102	(102)	89	(89)	91	(91)
①	本庁・教育事務所及び教育センター	278	188	90	8.4	8.3	9.0	9.1	97	(100)	78	(77)	76	(77)
②	教育機関(教育センター及び県立学校を除く)	57	34	23	7.5	8.6	8.9	9.1	90	(90)	77	(87)	69	(78)
③	県立中学校及び高等学校	1,534	1,014	520	8.9	8.2	7.9	8.3	102	(102)	92	(90)	94	(92)
④	県立特別支援学校	790	287	503	8.8	7.9	7.8	8.6	105		89		93	

※平均点数について、仕事の量的負担は、数値が大きいほどストレス度が高くなり、仕事のコントロール、上司の支援及び同僚の支援は、数値が小さいほどストレス度が高くなる。

※健康リスクは、仕事のストレス要因がどの程度職員の健康に影響を与えるか(職員のストレス反応、検査の異常値、病気の発生等の健康問題の危険度)を、全国平均を100とした場合、その職場の健康リスクがどの程度高いか低いかを示すもの。数値が大きいほど健康リスクが高くなる。

※全国平均は、平成11年に東京大学大学院が調査した数値。職業は教員や公務員だけではない。また、調査時はメンタルヘルス対策が現在ほど重要視されていなかったため、健康リスクは高めであると思われる。

新聞を活用した教育活動にかかる市町村への支援事業の 実施状況等について

1 補助金の交付決定状況

- 市町村数 32市町村
- 交付決定額 9,085千円

2 実施校・実施学級数（平成29年10月30日）

- 小学校 117校（309学級）
- 中学校 68校（526学級）

3 実施状況等の把握方法

- 「平成29年度新聞を活用した教育活動への支援事業補助金交付要綱」に基づく状況報告書（実施市町村から平成29年10月30日までに提出を受けたもの）
- 実施校に対する視察、ヒアリング

4 実施状況（別紙1のとおり）

5 今後についての考え方

- 各学校での創意工夫ある活用により、郷土愛や社会への関心が少しずつ高まってきている。また、「日常的に新聞を読む」ことが定着しつつあり、それによって学習習慣や学力への望ましい影響が見られてきている。
- このような成果をより確かなものとしていくためには、課題とされている事項への対応や効果的な活用方法の研究や検証、及び優良事例の周知・普及等の取組みを更に進めていくことが必要である。

平成 29 年度 新聞を活用した教育活動の実施状況（状況報告書等による）

校種	実施内容	学校における評価		県教育委員会としての評価 (□；効果・成果 ■；課題等)
		成果（児童生徒の変容に関する定性的評価）	課題	
小学校	1. 授業における活用 ・総合的な学習の時間に、地域の自慢になる記事を探し、関係者へ聞き取りを行ったり、講師に招いての授業を通じて、地域のよさや課題に関する理解を深めている。 ・社会の授業で、地域の伝統行事や歴史、産業についての資料として活用している。 ・国語の授業で、新聞記事を読解問題の問題文等に活用したり、意見作文を書いたりしている。また、投書欄を参考に討論を行っている。	・記事の読解と直接取材の両方を通じ地域の自慢となる人や地域に対する関心、地域課題への認識が深まっている。 ・「自分たちも～してみたい（できるのではないか）」という主体的な意欲・問題意識が向上している。 ・社会の出来事に興味関心を持つ児童が増えている。 ・文章の要約力・読解力や表現力が向上している。 ・討論等を通して自分と異なる意見にふれることで、見方・考え方の広がりが見られる。	・郷土愛の醸成や読解力・表現力等の向上のためには、活動を一定の期間継続する必要がある。 ・小学生には難しい漢字や言葉遣いがあり、一般紙を読み取ることは難しい面があることから、授業で使用する問題文としてのレベルの吟味が必要である。 ・読解力が不十分な児童への個別の対応が必要である。	<input type="checkbox"/> 郷土や国内外の情勢についての関心や理解が少しずつ高まってきている。 <input type="checkbox"/> 日常的に新聞を読むことが定着しつつある。 <input type="checkbox"/> 主体的に学ぶ姿勢が見られ、家庭学習の習慣化につながりつつある。 <input type="checkbox"/> 読解力や表現力等の向上に一定の成果が見られる。
	2. 学校におけるその他の取り組み ・朝の会等で興味を持った記事の紹介や感想発表を行う。 ・興味を持った記事をスクラップブック等にまとめ掲示する。	・繰り返し発表の機会を持つことで、堂々と話せるようになるなどスピーチ力の向上が見られる。 ・日常的に新聞記事の内容を話題にするなど興味・関心が深まっている。		
	3. 家庭学習における活用 ・宿題として、記事を読んだ感想文やスピーチの原稿を記述する。 ・記事にある漢字の書き取り練習を行う。	・家庭学習において主体的に学ぶ姿勢が見られてきた。 ・新聞を読むには漢字が読める必要があることに気づき、漢字練習に意欲的に取り組む児童が増えた。		<input checked="" type="checkbox"/> 新聞を活用した教育活動をより効果的に推進するためには、配置する場所や方法、保管のし方、活用する教科、教員のかかわり方等を検討する必要がある。
中学校	1. 授業における活用 ・社会の授業で、国際情勢や政治・裁判、地域の遺跡や産業等を理解するための資料として活用している。 ・国語の授業で、記事の要約や記事を読み取り意見文を書く学習に活用している。 ・道徳や理科の授業の資料として活用している。	・時事問題や国際情勢、地域への関心が高まっている。 ・文章構成力や読解力が向上している。 ・読めない漢字を辞書で調べる等学習意欲が向上している。 ・教科書の内容と、記事に書かれた事象とを結びつけることで理解が深まっている。	・郷土愛の醸成や読解力・表現力等の向上のためには、活動を一定の期間継続する必要がある。 ・郷土愛の醸成や読解力の向上等の事業目的や学習内容に適合し、生徒の興味を引くことのできる記事をコンスタントに選び出すことが難しい。 ・授業の進度や内容に即した新聞記事を活用できるよう、常に記事を整理・分類してストックしておくことが必要である。 ・複数紙の比較読みをし、多様な視点から問題を捉え、解決に導く思考力を育むことも重要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 児童生徒の発達段階や興味、授業の進度等に応じた記事の選択・整理・分類等に教員の労力や時間等を要することから、これらを軽減する視点を踏まえたノウハウの蓄積が必要である。
	2. 学校におけるその他の取り組み ・自分達が住む地域の記事や部活動の大会等の記事を廊下に掲示している。 ・興味を持った記事について1分間スピーチを行う。 ・興味を持った記事を切抜き、コメントを付け、掲示している。	・地域の出来事に興味を持つ生徒が増え、郷土への愛着や誇りが高まりつつある。 ・自分達の活動が記事になり外部から評価を得ることで、活動自体の良さを確かめるとともに、自己肯定感が高まっている。 ・部活動に対する意欲向上につながっている。 ・他の生徒が紹介した記事に関心を示し、共通の話題とする姿が見られる。		
	3. 家庭学習における活用 ・宿題として、教師が指定したコラムを読んで要約文・感想文を記述し、親からコメントをもらう。 ・予習として教師が指定した記事を家庭学習で読み、翌日の授業でグループによるディスカッションを行っている。 ・コラムにある漢字の書き取り練習を行う。	・主体的に学ぶ姿勢が見られ、家庭学習の習慣化につながりつつある。 ・新聞を活用した教育活動事業に対する保護者の関心が高まってきている。		

登録有形文化財（建造物）の登録について

平成 29 年 11 月 17 日（金）に開催された文化審議会（所管 文部科学省）において、「登録有形文化財（建造物）の登録」について、文部科学大臣に答申がありましたのでお知らせします。

なお、答申のあった文化財は、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録し、官報で告示することにより効力が発生します。（文化財保護法第 57 条、第 58 条）

登録有形文化財

文化財を幅広く後世に継承していくため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言を基本とする緩やかな保護措置を講じる。（原則として建築後 50 年を経過したもの）

1 登録の答申を受ける予定の山形県内の登録有形文化財（建造物）

別紙のとおり

2 今回の答申（予定）件数等

（1）山形県	5 件	[登録累計	180 件（ 18 市町村）]
（2）全 国	188 件	[同	11,690 件（ 911 市町村）]

文化審議会（平成29年11月17日開催）において登録の答申を受けた山形県内の登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	建設年代	特徴等	種別	基準
さとうせんいきゆうぼうせきこうじょうひがしとう 佐藤織維旧紡績工場東棟	寒河江市	昭和9年頃/昭和24年移築、平成28年改修	大谷石を用いた石造倉庫。東棟は平屋建、西棟は二階建と規模は異なるが、ともに長大で、小屋組は木造のキングポストトラスである。全体に簡素な意匠でまとめるが、西棟では四周の壁面上部に石積二段を廻らして鉢巻状とし、意匠性をみせる。石造倉庫建築の好例。	建築物	2
さとうせんいきゆうぼうせきこうじょうにしとう 佐藤織維旧紡績工場西棟		昭和9年頃/昭和27年移築、平成28年改修		建築物	2
にしきやてんぼけんしんしゅおく 錦屋店舗兼主屋	川西町	江戸後期/明治前期増築、大正期・昭和50年頃改修	錦屋は米沢藩主から許可を得た菓子舗として寛政2年（1790）創業。店舗は、つし二階建平入で、妻面に束や貫を現す当地域の町家の特徴を示し、茅葺の外観で風情のある農村景観を形づくる。内蔵は、店舗兼主屋とともに並び建ち、街道沿いの歴史的景観に寄与する。	建築物	1
にしきやうちぐら 錦屋内蔵		明治前期/昭和60年頃改修		建築物	1
わたなべろくろうべえけじゅうたくながやまん 渡邊六郎兵衛家住宅長屋門	飯豊町	明治42年	渡邊六郎兵衛家は大地主を務めた旧家。長屋門は、中央門口に箆欄間や格天井を設け、格式を示す。また腰壁を煉瓦貼とし、観音扉の窓を連続させた特徴ある外観とする。	建築物 住宅	1

参考：基準＝登録有形文化財登録基準
 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
 2 造形の規範となっているもの
 3 再現することが容易でないもの

県内登録有形文化財（建造物）の登録件数（市町村別）

※平成29年11月17日答申分を含む

山形市	19
米沢市	17
鶴岡市	18
酒田市	3
新庄市	11
寒河江市	<u>3</u>
上山市	9
村山市	2
長井市	22
天童市	31
尾花沢市	5
南陽市	6
大蔵村	1
高畠町	4
川西町	<u>12</u>
飯豊町	<u>1</u>
庄内町	2
遊佐町	14
計	180

佐藤織維旧紡績工場東棟



外観 北東側



内観

佐藤織維旧紡績工場西棟



外観 北東側

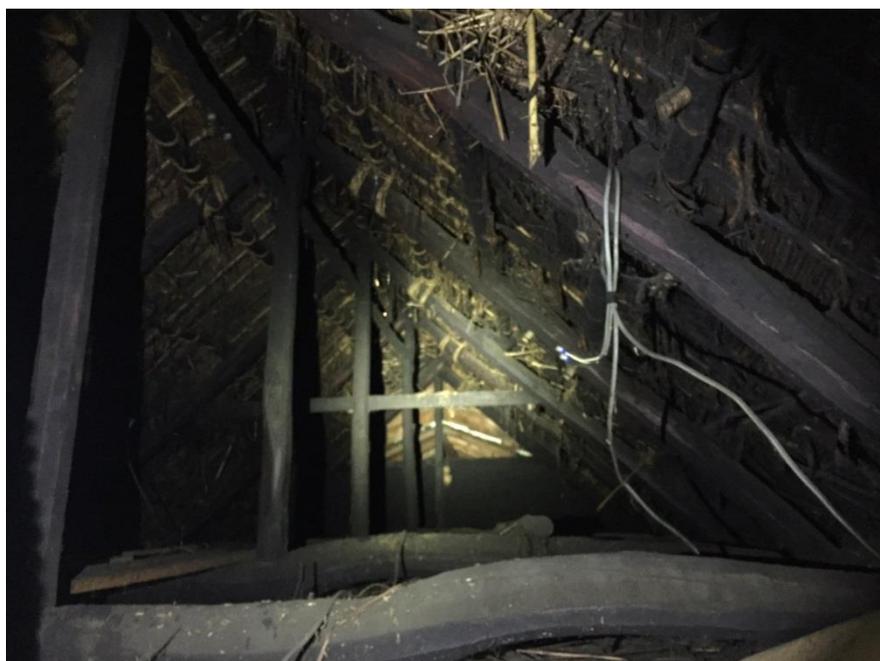


外観 南東側

錦屋店舗兼主屋



全景 南西から



小屋裏

提供：川西町教育委員会

錦屋内蔵



南面 南西から



南面・東面 東南から

提供：川西町教育委員会

渡邊六郎兵衛家住宅長屋門



南面 南東から



中央部の箆欄間と格天井 北から

提供：飯豊町教育委員会